# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ソルフェージスクール(以下「この法人」という。)の、定款第 18条及び第35条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要 な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の 規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

# (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、定款第29条に定める理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、当財団を主たる勤務場所とし、「職務権限規程」に定める職務責任者としてこの法人の業務を執行する者をいう。
  - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
  - (4)職員兼務役員とは、役員の内この法人の職員としての職制上の地位を有し、その職務に従事する者をいう。
  - (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の額の決定)

- 第3条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤役員に対し、その職務の対価として報酬を支給することができる。
- 2 第1項の職務は、別に定める「職務権限規程」及び「事務処理規則」に詳細を規定する。
- 3 第1項に規定する常勤役員の報酬は、年額60万円を超えない金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 4 第1項に規定する常勤役員の年間報酬額は12分の1をもって月額報酬とし、その支給日、支給方法並びに報酬から控除する額等、支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定に準ずる。
- 5 職員兼務役員の給与及び支給に関する詳細は、「講師給与及び報酬規程」に準ずる。
- 6 この法人の評議員には、職務の執行として、評議員会に出席した場合等は1人1回につき2万円を超えない金額を報酬として支給することができる。
- 7 この法人の非常勤理事には、職務の執行として評議員会、理事会及び委員会に出席した場合等は1人1回につき2万円を超えない金額を報酬として支給することができる。
- 8 この法人の監事には、職務の執行として決算監査を実施した場合、及び評議員会、理事会に出席した場合等は1人1回につき2万円を超えない金額を報酬として支給することができる。
- 9 第7項及び第8項において理事会、評議員会が同日に開催された場合は1回とみなす。

## (報酬の支給日)

第4条 この法人の評議員、非常勤理事及び監事への報酬の支払いは、評議員会、理事会に出席し

た際に行うものとする。

2 この法人の決算監査を実施した監事への報酬の支払いは、決算監査に係る業務をすべて終了後に行うものとする。

#### (報酬の支給方法)

第5条 前条における報酬等は現金をもって本人に支給する。また、現金の支給に代えて、本人の 指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

#### (費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する費用、又は負担した費用の実相当額を費用として支給することができる。

# (改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

#### (補足)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

#### 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 第3条第6項から第9項に定める報酬等の具体的支給額は、当分の間無支給とする。
- 3 この規程は平成25年4月1日から改正施行する。(平成25年3月8日臨時評議員会議決)
- 4 この規程は平成27年7月1日から改正施行する。(平成27年6月18日定時評議員会議決)